

I. 騒音に係る環境基準の達成状況

(1) 騒音に係る環境基準の類型当てはめ状況

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域を有する市区町村は、平成28年度末において、全国の市区町村数の70.8%に当たる1,233市区町村であった(表1)。

表1 環境基準類型当てはめ状況(平成28年度末現在)

	市	区	町	村	計
全市区町村数	791	23	744	183	1,741
環境基準の地域 類型当てはめ 市区町村数	758	23	414	38	1,233
割合(%)	95.8%	100.0%	55.6%	20.8%	70.8%

(2) 一般地域における環境基準の適合状況

全国の一般地域(道路に面する地域以外の地域)における環境騒音の状況を把握するため、地方公共団体により測定された環境騒音の環境基準の適合状況について調査した(表2)。

① 環境騒音の測定実施状況

平成28年度に環境騒音の測定を実施した地方公共団体数は306市区町村(前年度331市区町村)で、環境基準の類型当てはめがなされている1,233市区町村の24.8%であった。

測定地点の総数は2,874地点(同2,926地点)であり、そのうち定点測定地点数は2,377地点(同2,453地点)で、全体の82.7%となった。ただし、定点測定地点とは、測定地点のうち継続的な変化を調査するために定期的に測定を行う地点であり、毎年度実施しているものとは限らない。

② 環境基準の適合状況

環境基準の適合状況は、地域の騒音状況をマクロに把握するために必要な地点を選定している場合と、騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合とに分けて集計を行っている。

ア 地域の騒音状況をマクロに把握するために必要な地点を選定している場合

平成28年度は、全測定地点2,627地点(前年度2,592地点)のうち86.7%(同85.7%)の地点で環境基準に適合した。

地域類型別にみた場合、A類型及びB類型地域(住居系地域)では1,939地点(同1,898地点)のうち87.2%(同85.8%)の地点で適合し、C類型地域(住居・商工業混在地域)では686地点(同691地点)のうち85.3%(同85.5%)の地点で適合した。

イ 騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合

平成28年度は、全測定地点247地点(前年度334地点)のうち75.7%(同85.6%)の地点で適合した。

地域類型別にみると、A類型及びB類型地域では157地点(同225地点)のうち73.9%(同83.6%)の地点で適合し、C類型地域では90地点(同109地点)のうち78.9%(同89.9%)の地点で適合した。

(注) この集計における環境基準の適合・不適合の判定については、原則として測定した全ての時間帯において環境基準を満たした場合を「適合」とした。

表2 一般地域における環境基準の測定及び適合状況(道路に面する地域を除く)

測定実施自治体数		全測定地点数	定点測定地点数	ア. 地域の騒音状況をマクロに把握するような地点を選定している場合				イ. 騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合			
				AA	A及びB	C	計	AA	A及びB	C	計
306	測定地点数	2,874	2,377	2	1,939	686	2,627	0	157	90	247
	適合地点数	2,464	2,033	1	1,691	585	2,277	0	116	71	187
	適合率(%)	85.7%	85.5%	50.0%	87.2%	85.3%	86.7%	-	73.9%	78.9%	75.7%

AA:特に静穏を要する地域

A:専ら住居の用に供される地域

B:主として住居の用に供される地域

C:相当数の住居と併せて商業、工場等の用に供される地域

③ 環境基準の適合状況の経年変化

平成12年度から平成28年度までの過去17カ年の環境基準の適合状況を図1に示した。平成28年度は前年度と同程度にあり、近年は横ばい傾向にある。

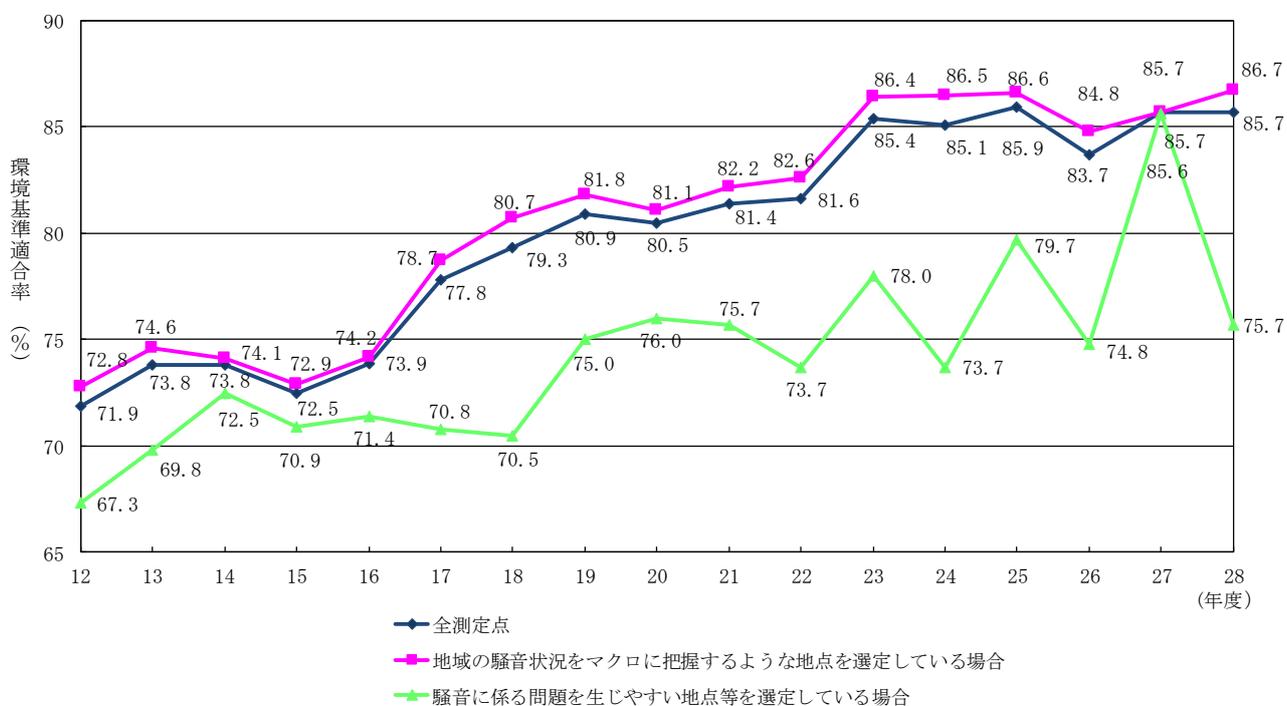


図1 過去17カ年の一般地域における環境基準適合状況

Ⅱ. 騒音に係る苦情の件数

(1) 苦情件数の推移

平成28年度に全国の地方公共団体が受理した騒音に係る苦情の件数は16,264件であった。これは、前年度(16,490件)と比べて226件(1.3%)の減少となった(図2)。

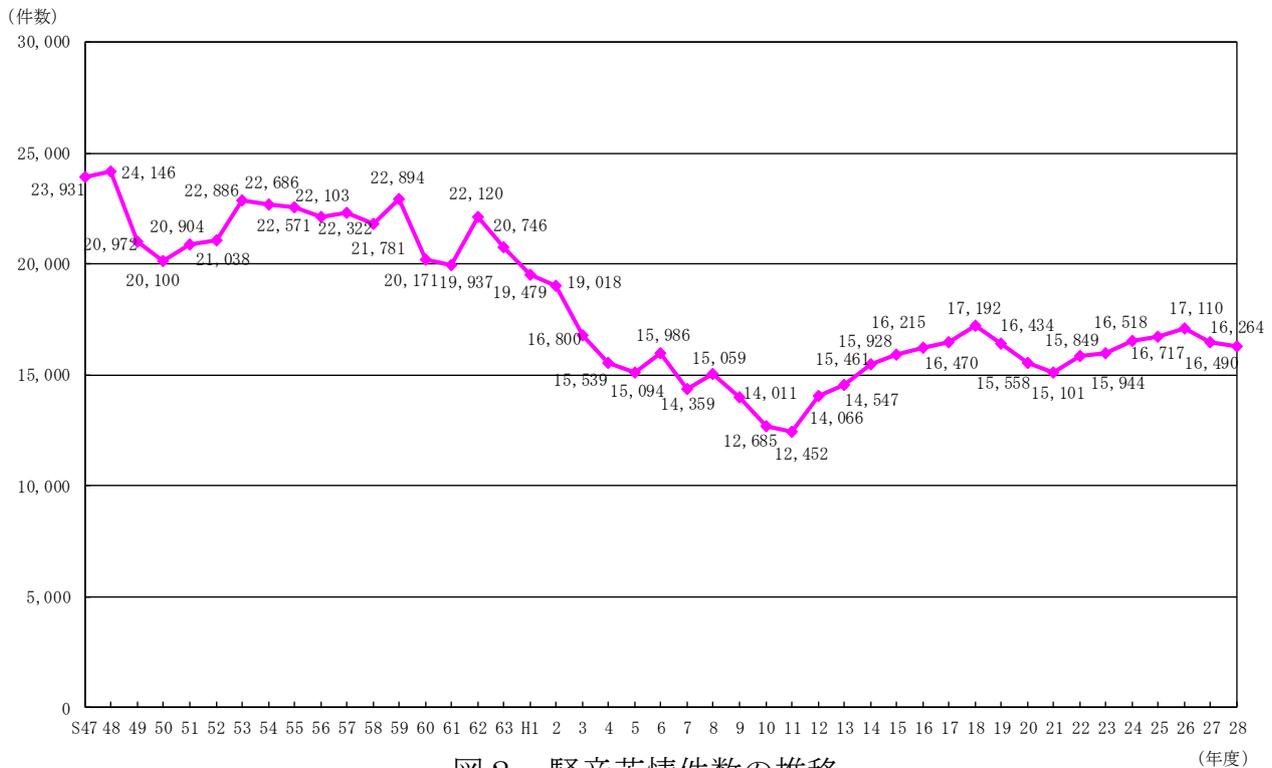


図2 騒音苦情件数の推移

(2) 発生源別の苦情件数

平成28年度の苦情件数を発生源別にみると、建設作業が5,470件(全体の33.6%)で最も多く、次いで工場・事業場が4,561件(同28.0%)、営業が1,477件(同9.1%)の順となっている(図3、図4)。

また、前年度と比較すると、航空機に係る苦情が94件(21.7%)、拡声機に係る苦情が23件(5.9%)、家庭生活に係る苦情が31件(3.2%)増加したものの、工場・事業場に係る苦情が327件(6.7%)、建設作業に係る苦情が53件(1.0%)減少した。

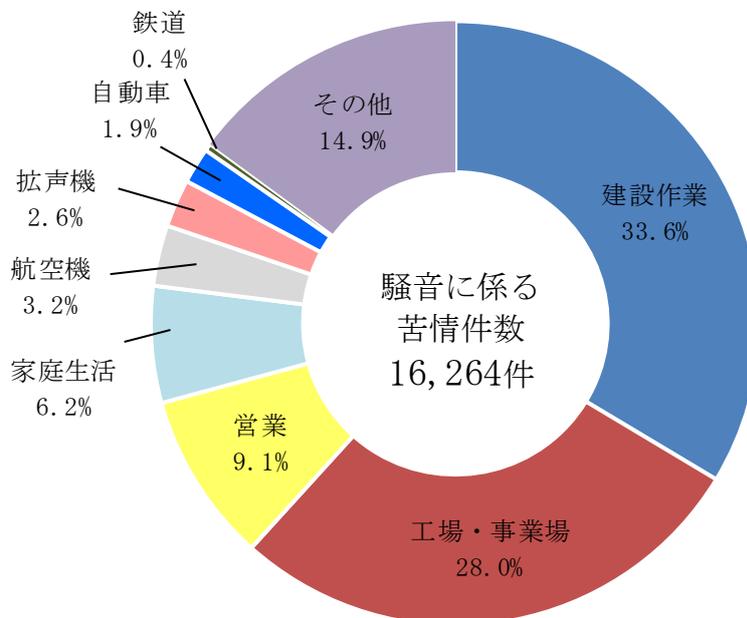


図3 苦情件数の発生源別内訳(平成28年度)

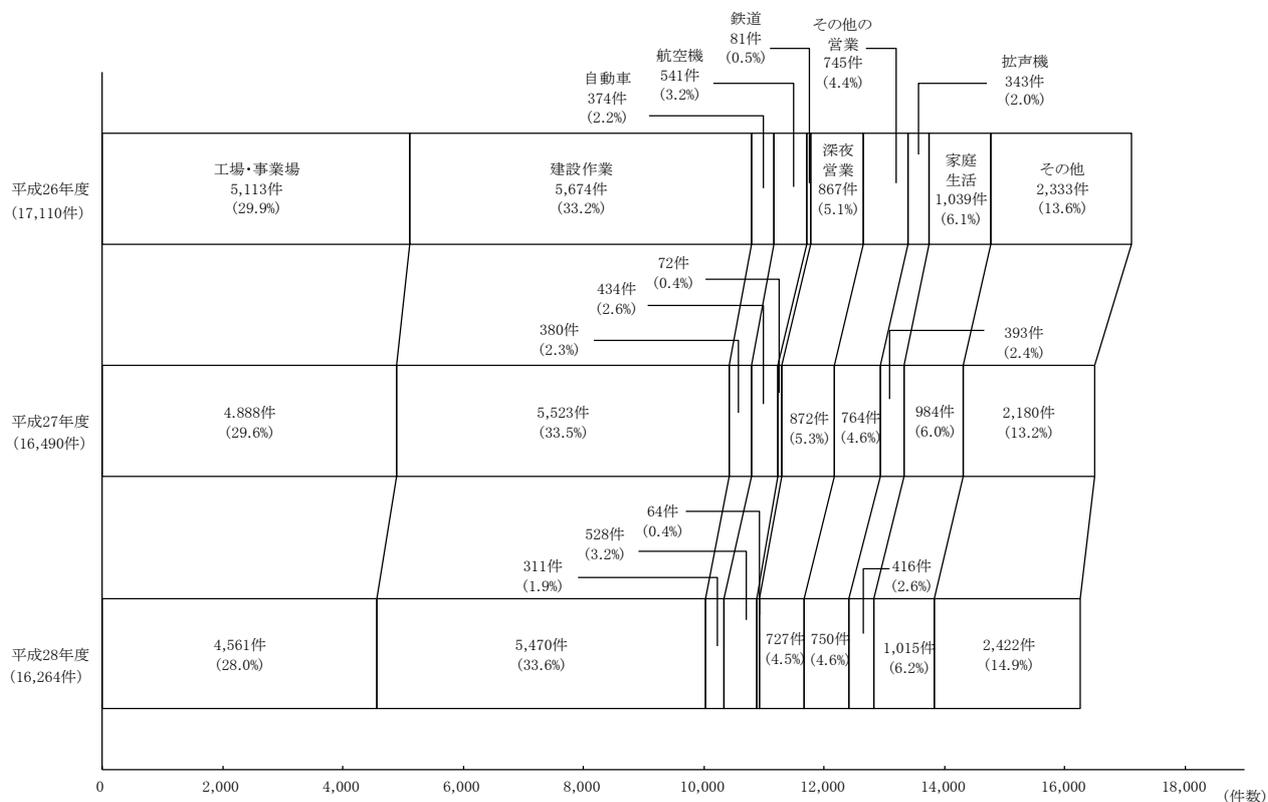


図4 過去3カ年の苦情件数の発生源別内訳

(3) 都道府県別の苦情件数

平成28年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の3,089件が最も多く、次いで大阪府が1,813件、愛知県が1,565件、神奈川県が1,077件、埼玉県が982件、となっている。騒音苦情件数の上位5都府県における合計件数が全体の52.4%に達するなど、大都市を有する地域における苦情が大きな割合を占めた。この傾向は、人口100万人当たりの苦情件数においてもほぼ同様であった(表3、表4)。

表3 都道府県別苦情件数(上位5都道府県)

	苦情件数		人口100万人当たりの苦情件数	
	都道府県	件数	都道府県	件数
1	東京都	3,089	東京都	227
2	大阪府	1,813	愛知県	208
3	愛知県	1,565	沖縄県	206
4	神奈川県	1,077	大阪府	205
5	埼玉県	982	茨城県	149
	全国	16,264	全国平均	128

※人口は平成28年10月1日の総務省統計局人口推計による。

表4 苦情件数の都道府県別対前年度増減状況

都道府県	平成27年度	平成28年度	増減	増減率	都道府県	平成27年度	平成28年度	増減	増減率
北海道	349	340	△9	△2.6%	滋賀県	129	115	△14	△10.9%
青森県	67	52	△15	△22.4%	京都府	376	368	△8	△2.1%
岩手県	74	63	△11	△14.9%	大阪府	1,790	1,813	23	1.3%
宮城県	249	230	△19	△7.6%	兵庫県	625	579	△46	△7.4%
秋田県	40	49	9	22.5%	奈良県	95	76	△19	△20.0%
山形県	83	73	△10	△12.0%	和歌山県	103	58	△45	△43.7%
福島県	126	124	△2	△1.6%	鳥取県	50	47	△3	△6.0%
茨城県	354	433	79	22.3%	島根県	24	23	△1	△4.2%
栃木県	153	151	△2	△1.3%	岡山県	207	188	△19	△9.2%
群馬県	180	190	10	5.6%	広島県	287	263	△24	△8.4%
埼玉県	1,024	982	△42	△4.1%	山口県	100	80	△20	△20.0%
千葉県	985	926	△59	△6.0%	徳島県	45	53	8	17.8%
東京都	3,340	3,089	△251	△7.5%	香川県	82	71	△11	△13.4%
神奈川県	1,012	1,077	65	6.4%	愛媛県	154	151	△3	△1.9%
新潟県	172	205	33	19.2%	高知県	25	34	9	36.0%
富山県	26	30	4	15.4%	福岡県	475	485	10	2.1%
石川県	76	63	△13	△17.1%	佐賀県	40	52	12	30.0%
福井県	58	67	9	15.5%	長崎県	137	147	10	7.3%
山梨県	91	108	17	18.7%	熊本県	169	163	△6	△3.6%
長野県	222	191	△31	△14.0%	大分県	131	147	16	12.2%
岐阜県	160	164	4	2.5%	宮崎県	119	119	0	0.0%
静岡県	478	472	△6	△1.3%	鹿児島県	142	138	△4	△2.8%
愛知県	1,577	1,565	△12	△0.8%	沖縄県	122	297	175	143.4%
三重県	167	153	△14	△8.4%	合計	16,490	16,264	△226	△1.4%

△は減少を示す。

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

Ⅱ (2) で示したように平成 28 年度の工場・事業場に対する苦情総数は 4,561 件であり、そのうち騒音規制法の規制対象となる指定地域内の特定工場等に対するものは、840 件 (全体の 18.4%) であった。また、建設作業に対する苦情総数 5,470 件のうち、同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は 1,796 件 (同 32.8%) となっている (表 5)。

表 5 規制対象とそれ以外の苦情件数 (工場・事業場、建設作業)

年 度	発生源の種類	工場・事業場					建設作業				
		特定工場等		左記以外		計	特定建設作業		左記以外		計
		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外	
平成27年度	件数	957	74	3,386	471	4,888	1,853	69	3,380	221	5,523
	%	19.6%	1.5%	69.3%	9.6%	100.0%	33.6%	1.2%	61.2%	4.0%	100.0%
平成28年度	件数	840	66	3,139	516	4,561	1,796	80	3,418	176	5,470
	%	18.4%	1.4%	68.8%	11.3%	100.0%	32.8%	1.5%	62.5%	3.2%	100.0%

(5) 低周波音に係る苦情の状況

平成 28 年度に地方公共団体が受理した低周波音に係る苦情の件数は 315 件 (前年度 297 件) であった (図 5)。

内訳をみると、家庭生活に係るものが 81 件 (全体の 25.7%) で最も多く、次いで工場・事業場に係るものが 63 件 (全体の 20.0%) であった。(表 6)。

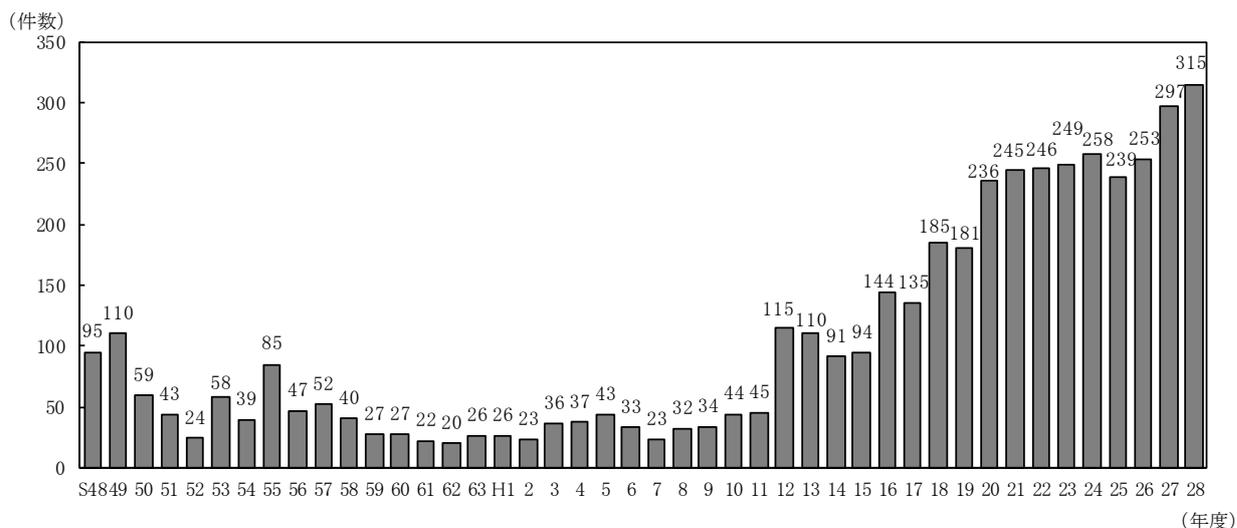


図 5 低周波音に係る苦情件数の年次推移

表 6 低周波音に係る苦情件数の内訳

発生源	年度	(件数)																											
		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28						
工場・事業場		12	16	19	22	21	61	52	40	45	49	54	75	72	65	65	67	83	75	67	72	72	63	20.0%					
建設作業		1	1	1	0	0	2	3	1	1	6	5	10	10	7	10	10	16	8	19	11	9	16	5.1%					
道路交通		2	1	1	2	1	1	1	1	3	1	1	5	0	2	3	5	1	5	3	1	4	0	0.0%					
鉄 道		4	3	0	2	1	4	1	3	0	3	1	1	1	2	3	3	0	0	2	0	0	0	0.0%					
家庭生活		0	0	3	7	1	20	16	20	21	21	15	20	26	43	28	46	31	36	36	59	72	81	25.7%					
その他		4	11	10	11	21	27	37	26	24	64	59	74	72	117	136	115	118	134	112	110	140	155	49.2%					
合 計		23	32	34	44	45	115	110	91	94	144	135	185	181	236	245	246	249	258	239	253	297	315	100.0%					

Ⅲ. 騒音規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

(1) 地域指定の状況

騒音規制法に基づき地域指定が行われている市区町村数は、平成28年度末時点で1,310市区町村（前年度1,306市区町村）であり、全国の市区町村数の75.2%（同75.0%）に相当した（表7）。

表7 騒音規制法地域指定の状況（平成28年度末現在）

	市	区	町	村	計
全市区町村数	791	23	744	183	1,741
騒音規制法地域指定	781	23	458	48	1,310
割合（%）	98.7%	100.0%	61.6%	26.2%	75.2%

(2) 特定工場等総数及び特定施設の届出数

騒音規制法に基づき届出された特定工場等の総数は、平成28年度末時点で203,788件で、前年度（203,138件）より650件（0.3%）増加した（表8）。また、特定施設の総数は1,488,772件で前年度（1,464,026件）より24,746件（1.7%）増加した（表9の②）。

特定工場等の内訳をみると、主な特定施設として空気圧縮機等を届け出ているものが全体の43.4%と最も多く、次いで金属加工機械が20.8%であった（表9の①）。

特定施設の届出数の内訳をみると、空気圧縮機等が全体の46.0%と最も多く、次いで織機が20.9%、金属加工機械が17.9%の順となった（表9の②）。

表8 特定工場等総数の最近の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
特定工場等総数	208,907	203,138	203,788
対前年度比 （増減率）	△ 2,885 （△ 1.4%）	△ 5,769 （△ 2.8%）	650 （0.3%）

△は減少を示す。

表9 法に基づく届出件数(平成28年度末現在)

①特定工場等総数

主要な設置特定施設	総数	(%)
金属加工機械	42,347	20.8%
空気圧縮機等	88,500	43.4%
土石用破碎機等	4,691	2.3%
織機	20,220	9.9%
建設用資材製造機械	3,023	1.5%
穀物用製粉機	507	0.2%
木材加工機械	18,161	8.9%
抄紙機	615	0.3%
印刷機械	17,016	8.3%
合成樹脂用射出成形機	7,620	3.7%
鋳造型機	1,088	0.5%
計	203,788	100.0%

②特定施設総数

特定施設	総数	(%)
金属加工機械	266,347	17.9%
空気圧縮機等	684,485	46.0%
土石用破碎機等	25,069	1.7%
織機	311,835	20.9%
建設用資材製造機械	4,533	0.3%
穀物用製粉機	3,249	0.2%
木材加工機械	55,868	3.8%
抄紙機	2,022	0.1%
印刷機械	65,569	4.4%
合成樹脂用射出成形機	62,953	4.2%
鋳造型機	6,842	0.5%
計	1,488,772	100.0%

(3) 特定建設作業の実施届出件数

平成28年度中の特定建設作業実施届出件数は82,058件(前年度77,985件)であり(表10)、その内訳をみると、さく岩機を使用する作業が52,509件(同49,434件)と最も多く、次いでバックホウを使用する作業が15,268件(同15,193件)の順になっており、これらで全体の82.6%を占めた(表11)。

表10 特定建設作業届出件数の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
特定建設作業届出件数	77,602	77,985	82,058
対前年度比 (増減率)	△2,671 (△3.3%)	383 (0.5%)	4,073 (5.2%)

表11 特定建設作業の届出件数

特定建設作業の種類	届出件数	(%)
くい打機等を使用する作業	4,138	5.0%
びょう打機を使用する作業	53	0.1%
さく岩機を使用する作業	52,509	64.0%
空気圧縮機を使用する作業	7,034	8.6%
コンクリートプラント等を設けて行う作業	264	0.3%
バックホウを使用する作業	15,268	18.6%
トラクターショベルを使用する作業	785	1.0%
ブルドーザーを使用する作業	2,007	2.4%
計	82,058	100.0%

IV. 騒音規制法に基づく措置の状況

(1) 特定工場等に対する措置等の状況

Ⅱ(4)に示すとおり、平成28年度の騒音規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情は840件(前年度957件)であった。

これに対して騒音規制法に基づき行われた措置は、立入検査が490件(同651件)、報告の徴収が85件(同135件)、騒音の測定が175件(同258件)であった。測定の結果、規制基準を超えていたものは108件(同136件)であり、改善勧告が2件(同2件)、改善命令は0件(同0件)であった。なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、行政指導が598件(同804件)であった(表12)。

表12 指定地域内の特定工場等騒音に係る措置等の状況

	平成27年度	平成28年度
立入検査	651	490
報告の徴収	135	85
騒音の測定	258	175
(うち基準超過)	136	108
改善勧告	2	2
改善命令	0	0
行政指導	804	598
(参考)苦情件数	957	840

注) 苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

(2) 特定建設作業に対する措置等の状況

Ⅱ(4)に示すとおり、平成28年度の騒音規制法の指定地域内における特定建設作業に係る苦情は1,796件(前年度1,853件)であった。

これに対して騒音規制法に基づき行われた措置は、立入検査が1,243件(同1,422件)、報告の徴収が221件(同265件)、騒音の測定は271件(同343件)であった。測定の結果、規制基準を超えていたものは42件(同94件)であり、改善勧告及び改善命令は0件(同0件)であった。なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、行政指導が1,463件(同1,645件)であった(表13)。

表13 指定地域内の特定建設作業騒音に係る措置等の状況

	平成27年度	平成28年度
立入検査	1,422	1,243
報告の徴収	265	221
騒音の測定	343	271
(うち基準超過)	94	42
改善勧告	0	0
改善命令	0	0
行政指導	1,645	1,463
(参考)苦情件数	1,853	1,796

注) 苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

(3) 道路交通騒音に対する措置等の状況

表 14 に示すとおり、平成 28 年度の騒音規制法の指定地域内における道路交通騒音の苦情は 235 件（前年度 293 件）であった。

これに対して騒音規制法に基づき行われた措置は、騒音の測定が 51 件（同 66 件）行われ、その結果、要請限度を超えていたものが 13 件（同 11 件）であった。また、都道府県公安委員会に対する交通規制等の要請は 0 件（同 0 件）であり、道路管理者に対する道路の構造改善等の意見陳述が 3 件（同 1 件）であった。

なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、都道府県公安委員会に対する同様の措置依頼が 5 件（同 3 件）、道路管理者に対する措置依頼が 47 件（同 89 件）であった（表 14）。

表 14 指定地域内の道路交通騒音に係る措置等の状況

	平成27年度	平成28年度
騒音の測定	66	51
（うち要請限度超）	11	13
公安委員会への要請	0	0
道路管理者への意見	1	3
要請以外の公安委員会への措置依頼	3	5
意見陳述以外の道路管理者への措置依頼	89	47
（参考）苦情件数	293	235

注) 苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。